

【用語】三夜待—二十三夜講（月待ち）のこと 簣子—すのこ縁のこと
周章—あわてふためく、うろたえさわぐ 自火—火元と原因が自分に
あること 崇徳寺—松井田村の臨済宗妙心寺派の寺院、四三石余の朱
印地 往還通—ここでは中山道をさす 五料村—碓氷郡松井田町

【解説】江戸時代、上野国の村々の民家は、そのほとんどが茅葺きか
板葺きの木造家屋であつた。それに消火手段もきわめて初步的であつ
たため、一度火が出ると自宅はいうまでもなく、周辺の民家に飛び火
してつぎつぎと焼け落ちることは目に見えていた。このため人々はお互
い火を出さないよう日頃から心掛けていた。しかし、どのような注意を払つても火災から逃れることは不可能であつたため、火事の原因となつた人はその責任をとり、寺に入つて謹慎する「火元入寺」という慣行があつた。

この文書は、文化十三年（一八一六）十二月二十四日午前二時頃、五
料村の仁左衛門の家から出火したので、近所の人々が駆けつけて消火
に当たつたが、茅葺きの民家が連なつていたため、たちまちのうちに
延焼して一四軒の家が焼け落ち、午前六時頃に鎮火したという火災で
ある。この時、仁左衛門は出火の責任をとつて、菩提所である松井田
村の崇徳寺に入り謹慎した。これは火元人が、寺に入つて謹慎することによつて、類焼者の怨恨あるいは火災から生じた損害を賠償する責任を回避するという寺院のアジール（庇護所）的性質に基づくものであるが、江戸時代には押込おじこなどの正式な处罚に代わる措置でもあつた。